

02 ITサービス導入支援補助金

対面せずにサービスを提供するための導入費用へ補助金を支給いたします。

補助対象者

市内に事業所がある中小事業者
※医療法人、学校法人、社福、一社、NPO、各種組合など
幅広く対象になります
※既に実施済みの取組も対象になります

対象期間

令和2年2月17日から令和3年3月31日

申請期限

令和3年2月28日まで

非対面型ビジネスモデルへの転換に向けて導入したITサービス等の費用の一部を負担いたします。

【補助対象例】



オンライン授業



オンライン診療



オンライン会議
・面会システム



ECサイト



労務管理システム



グループウェア

補助内容

補助額

3/4
(上限100万円)

※次に該当する者は補助対象外となります[市税の滞納のある者・暴力団排除条例に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者・性風俗関連特殊営業を行う者]

活用例 ▶ オンライン会議システムを導入したい

〈120万円のオンライン会議システムを導入した場合〉

活用例

自社負担分
30万円 (120万円の1/4)

平塚市の補助金
90万円 (120万円の3/4)

通常かかる
費用

120万円

120万円かかる場合、
かかった費用の3/4

90万円を

平塚市が
負担いたします。